

# 答 申 書

令和3年8月2日

御前崎市上下水道料金等審議会



令和 3 年 8 月 2 日

御前崎市長 柳澤重夫様

御前崎市上下水道料金等審議会  
会長 佐藤克昭

### 水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）

令和 3 年 4 月 23 日付、御水第 17 号により諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

御前崎市上下水道料金等審議会（以下「審議会」）では、市長からの諮問を受け、令和 3 年 4 月から計 5 回にわたり審議会を開催いたしました。

この審議会における事務局からの説明を受け、水道事業では毎年 2 億円程度の赤字を一般会計から補填し、また、下水道事業に至っては毎年 6 億円程度を一般会計から繰り入れ管理運営を行っているなど、公営企業がとるべき原則である独立採算制の確保が図られていないこと、そして、今後の財政収支計画では上記状況を改善できるような財源確保が困難であること、さらには、耐震性の確保に向け建設改良費として今後投じる事業費が膨大であることなど、上下水道事業の現状、今後の水需要予測、投資計画などの将来計画を認識したうえで、現行料金体系のありかたを含めて慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、次のとおり意見が集約されましたので答申いたします。

#### 1. 料金改定について

一般会計からの補助金及び繰入金（以下「補助金等」）の廃止または減額により、公営企業がとるべき原則である独立採算制を確保し健全な事業運営を図るため、上下水道料金の改定（適正化）は必要である。

## 2. 所要料金改定率及び改定時期について

試算の結果、現行料金に対し 40%以上の改定が必要となるが、急激な料金改定は市民生活に与える影響も大きいことから、緩和措置として3年間で1期とした段階的改定を水道事業は3期、下水道事業は2期にわたって実施する。

この場合、水道事業は第1期（令和4年度から令和6年度）の改定率を約14.0%、第2期（令和7年度から令和9年度）の改定率を約14.0%、第3期（令和10年度から令和12年度）の改定率を約12.0%、最終的な改定率は45.6%とし、一般会計からの補助金等を令和9年度で廃止する。

また、下水道事業は、第1期（令和4年度から令和6年度）の改定率を約36.4%、第2期（令和7年度から）の改定率を約25.0%、最終的な改定率は70.5%とし、一般会計からの補助金等を半減する。

## 3. 料金体系について

上下水道料金体系は、基本料金及び従量料金から構成される二部料金制とする。このうち、基本料金は1月当たり10 m<sup>3</sup>の基本水量がついた、水道事業は口径別料金制、下水道事業は単一型料金制を採用し、また、従量料金は上下水共に段階水量別の逦増制を採用する。

## 4. 船舶給水料金、臨時給水料金について（水道事業）

今回の料金改定にあわせて、船舶給水料金、臨時給水料金についても適正料金に改める。

## 5. 加入金（水道事業）

一般利用者の加入金徴収の目的を、新旧需要者間の負担の公平としたうえで、適正料金に改める。なお、臨時給水を対象とした加入金の負担は、船舶給水同様不要とする。

## 6. 水道料金表

(1) 第1期：令和4,5,6年度料金表

(税込み・1月当たり)

用途	メーターの口径	基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
			基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	13mm	10	990	143.0	1,133	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 156.2 円
	20mm		1,045	148.5	1,177	
	25mm				1,397	25 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 165.0 円
	30mm		1,100	154.0	1,760	
	40mm				2,431	
	50mm		1,155	159.5	3,674	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 174.9 円
	75mm				6,743	
100mm	1,210	165.0	11,077	100 m <sup>3</sup> を超えるもの 187.0 円		
船舶給水 臨時	—	0	0	242.0 170.5	0	1 m <sup>3</sup> につき 295.0 円

(2) 第2期：令和7,8,9年度料金表

(税込み・1月当たり)

用途	メーターの口径	基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
			基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	13mm	10	990	143.0	1,298	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 171.6 円
	20mm		1,045	148.5	1,320	
	25mm				1,100	154.0
	30mm		2,497			
	40mm		3,938			
	50mm		1,155	159.5	6,545	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 199.1 円
	75mm				13,101	
100mm	1,210	165.0	22,319	100 m <sup>3</sup> を超えるもの 221.1 円		
船舶給水 臨時	—	0	0	242.0 170.5	0	1 m <sup>3</sup> につき 295.0 円

(3) 第3期：令和10,11,12年度料金表

(税込み・1月当たり)

用途	メーターの口径	基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
			基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
一般用	13mm	10	990	143.0	1,463	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 187.0 円
	20mm		1,045	148.5		
	25mm				1,100	154.0
	30mm		3,223			
	40mm		5,423			
	50mm		1,155	159.5	9,361	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 223.3 円
	75mm				19,316	
100mm	1,210	165.0	33,308	100 m <sup>3</sup> を超えるもの 253.0 円		
船舶給水 臨時	—	0	0	242.0 170.5	0	1 m <sup>3</sup> につき 295.0 円

## 7. 下水道料金表

(1) 第1期：令和4,5,6年度

(税込み・1月当たり)

基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
	基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
10	880	88	935	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 97 円 25 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 132 円 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 151 円 100 m <sup>3</sup> を超えるもの 160 円

(2) 第2期：令和7年度～

(税込み・1月当たり)

基本水量 (m <sup>3</sup> )	現 行		改 定 後	
	基本料金 (円)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金(1 m <sup>3</sup> につき)
10	880	88	1,155	10 m <sup>3</sup> を超え 25 m <sup>3</sup> まで 118 円 25 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで 168 円 50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで 190 円 100 m <sup>3</sup> を超えるもの 201 円

## 8. 加入金表（水道事業）

メーターの口径 (mm)	加入金(円：税込み)	
	現 行	改 定 後
13	44,000	44,000
20	55,000	
25	66,000	66,000
30	88,000	99,000
40	132,000	176,000
50	220,000	264,000
75	440,000	451,000
100	660,000	814,000
船舶給水	0	0
臨時	当該口径別加入金の1/2	

## 9. その他付帯事項

### (1) 今後の事業運営について

今回の料金改定スケジュールは9年間に及ぶものであり、長期間のスケジュールとなります。このため、今後の事業運営においては、損益・資本勘定の予測値と実績値との比較・検証を図りつつ、給水収益が予測値よりも減少し必要収益の確保が困難と想定された場合には、上下水道料金の適正化に係る審議を再度してください。

### (2) 施設の耐震化について

上下水道は、市民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、地震等の自然災害に対しても強靭さが求められます。このため、優先度を考慮した施設の耐震化を図るよう努めてください。

### (3) 上下水道料金改定の周知徹底について

上下水道料金の値上げは、市民生活や企業活動に多大な影響を与えます。このため、料金の仕組みや財政状況、今後の投資計画について広報活動を積極的に行い、市民の理解が得られるよう説明責任を果たしてください。